主 文 本件控訴を棄却する。

理 由

弁護人正岡正延の控訴趣意は、昭和三十年一月十一日付控訴趣意書記載の通りであるから、此処にこれを引用する。

論旨第一点について。

論旨第二点について。

被告人が譲受けた玄米の数量、対価、その他諸般の事情を斟酌して案ずるに、被告人に対する原判決の量刑は決して所論のように重きに失するものとは認められない。論旨は採容し難い。

よつて、刑事訴訟法第三百九十六条に則り、主文の通り判決する。 (裁判長判事 水上尚信 判事 成智寿朗 判事 沢田哲夫)